

厚生関連資料

今月の資料 (国法律, 閣政省令, 告示, 通知, 事務連絡, その他)

通	医療機器の保険適用 (保医発 0630・2) ……………	p.65
通	ソマチリン皮下注 60mg 等の医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等 (保医発 0703・10) ……………	p.65
通	情報通信機器を用いた診療 (いわゆる「遠隔診療」) (医政発 0714・4) ……………	p.65
事	疑義解釈資料の送付 (その 13) (7/28 保険局医療課事務連絡) ……………	p.66
告	厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部改正 (7/31 告示 260) ……………	p.66
	* * *	
通	医療計画 (医政発 0331・57) ……………	p.67
通	「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」の一部改正 (医政発 0331・58) ……………	p.70
事	高額療養費の見直しに伴う関係政令等の改正内容 (平成 29 年 8 月施行分) (6/16 保険局保険課事務連絡) ……………	p.71
通	「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」及び「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額等の一部を改正する告示」の公布 (保発 0630・1) ……………	p.72

*本欄で示す“p.00/p.00”は、原則“診療点数早見表 2016 年 4 月版/2017 年 4 月増補版”ページ数です。



通 医療機器の保険適用 平成 29 年 6 月 30 日 保医発 0630 第 2 号

【解説】7月1日から保険適用されたメーカー申請の個別医療機器のなかで、区分B・区分C2として保険適用された2機器について、算定上の留意事項が通知されました。販売名の下に掲げたものは材料価格基準の決定(類似)機能区分です。

れ評価されているもの

→ FOT ラージタイプ
当該製品は、決定機能区分を満たす医療材料の一部であるため当該製品単体では算定できない。

技術(新たな機能区分が必要で、技術が評価されていないもの)

→ TMP 経皮経肝胆道拡張バルーンカテーテル

本品を使用する場合は、K689 経皮経肝胆管ステント挿入術を準用する。

「136 胆道結石除去用バルーンカテーテルセット(2)経内視鏡バルーンカテーテル・③十二指腸乳頭拡張機能付き

●製品(販売)名・製品コードに追加・変更があったものの保険適用(区分B)(個別評価)(材料価格が個別に設定さ

「098 内視鏡的食道静脈瘤結紮セット(1)内視鏡的食道静脈瘤結紮セット(単発式)の一部

●新たな保険適用 区分 C2 (新機能・新

通 ソマチリン皮下注 60mg, 同 90mg 及び同 120mg の医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等 平成 29 年 7 月 3 日 保医発 0703 第 10 号

【解説】ソマチリン皮下注 60mg 等の効能・効果等の一部変更承認がなされたことに伴い、留意事項も改正されました。

(p.492 右段 13 行目/p.496 右段下から 14 行目の次に以下を挿入)

→ソマチリン皮下注 60mg, 同 90mg 及び同 120mg

- ①(略)
- ②本製剤の使用上の注意において、「膵・消化管神経内分泌腫瘍に対して国内で承

認されているソマチリン皮下注製剤は、120mg 製剤のみである」とされているので、使用に当たっては十分留意する。

通 情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」) 平成 29 年 7 月 14 日 医政発 0714 第 4 号

【解説】情報通信機器の開発・普及の状況を踏まえ、遠隔診療についての取扱い通知(平成 9 年遠隔診療通知)を補足する内容が改めて通知されました。

保険者が行う禁煙外来(医療保険の対象外)もその対象に含まれること、遠隔診療の手段として、テレビ電話や電子メール、SNS 等を組み合わせて用いられることが盛り込まれています。

(p.51 右段下から 12 行目/p.52 右段 21 行目の次に挿入)

1. 平成 9 年遠隔診療通知の「2. 留意事

項(3)ア」において、「直接の対面診療を行うことが困難である場合」として、「離島、へき地の患者」を挙げているが、平成 9 年遠隔診療通知に示しているとおおり、これらは例示である。

2. 平成 9 年遠隔診療通知の「2. 留意事項(3)イ」及び「別表」において、「病状が安定している患者に対し、患者の病状急変時等の連絡・対応体制を確保した上で実施することによって患者の療養環境の向上が認められる遠隔診療(例えば別

表に掲げるもの)を実施する場合」として、在宅酸素療法を行っている患者を対象とする遠隔診療等を挙げているが、平成 9 年遠隔診療通知に示しているとおおり、これらは例示である。

3. 平成 9 年遠隔診療通知の「1. 基本的考え方」において、診療は、医師又は歯科医師と患者が直接対面して行われることが基本であるとしているが、平成 9 年遠隔診療通知の「2. 留意事項(3)ア又はイ」に示しているとおおり、「2. 留意事項(1)及

び②)にかかわらず、患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせで行われるときは、遠隔診療によっても差し支えないこととされており、直接の対面診療を行った上で、遠隔診療を行わなければならないものではない。

また、保険者が実施する禁煙外来については、定期的な健康診断・健康診査が行われていることを確認し、患者側の要請に基づき、患者側の利益と不利益を十分に勘案した上で、医師の判断により、

直接の対面診療の必要性については柔軟に取り扱っても直ちに医師法第20条等に抵触するものではない。なお、患者側の理由により診療が中断し、結果として遠隔診療のみで診療が実施された場合には、直接の対面診療が行われなくとも直ちに医師法第20条等に抵触するものではない。

4. 平成9年遠隔診療通知の「1. 基本的考え方」において、直接の対面診療に代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、遠隔

診療を行うことは直ちに医師法第20条等に抵触するものではないと示しているとおり、当事者が医師及び患者本人であることが確認できる限り、テレビ電話や、電子メール、ソーシャルネットワークサービス等の情報通信機器を組み合わせた遠隔診療についても、直接の対面診療に代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、直ちに医師法第20条等に抵触するものではない。

事

疑義解釈資料の送付 (その13)

平成29年7月28日
保険局医療課事務連絡

【解説】2016年診療報酬改定についての疑義解釈に関する事務連絡(その13)(別添1のみ)が発出されました。

【別添1】医科診療報酬点数表関係
【短期滞在手術等基本料】

問1 A400 短期滞在手術等基本料3を算定する患者について、6日目以降においても入院が必要な場合には、6日目以降の療養に係る費用は、第1章基本診療料(第2部第4節短期滞在手術等基本料を除く)及び第2章特掲診療料に基づき算定することとされているが、当該6日目以降(短期滞在手術等基本料3算定と同一月又は同一入院期間の場合)における以下費用の算定は可能か。

- ①月1回に限り算定可能な検体検査判断料及びコンピューター断層診断などの判断料
- ②月1回に限り算定可能な検査実施料(BNP等)
- ③入院期間中1回又は退院時1回に限

り算定可能な入院基本料等加算

答 ①及び②については、同一月においては算定できない。

③については、同一入院期間中においては算定できない。

【他医療機関で撮影した内視鏡検査】

問2 当該保険医療機関以外の医療機関で撮影した内視鏡写真について診断を行った場合の点数(内視鏡検査の「通則3」に示される点数)は、コンピューター断層診断の留意事項通知に示される取扱いと同様に、初診料を算定した日に限り算定できるのか。

答 初診料を算定した日に限り算定する。

【注射：薬剤料】

問3 注射剤の中には、体重換算等に基づく用量が設定されているものがあり、一つのバイアルを2名の患者に同時に調剤して使用する場合があるが、どのように保険請求すべきか。

答 それぞれの患者に対する使用量に応じ

て請求し、2バイアル分は請求できない。

【疾患別リハビリテーション料】

問4 いわゆる「シーティング」として、理学療法士等が、車椅子や座位保持装置上の適切な姿勢保持や褥瘡予防のため、患者の体幹機能や座位保持機能を評価した上で体圧分散やサポートのためのクッションや付属品の選定や調整を行った場合に、疾患別リハビリテーション料の算定が可能か。

答 算定可能。この場合の「シーティング」とは、車椅子上での姿勢保持が困難なため、食事摂取等の日常生活動作の能力の低下をきたした患者に対し、理学療法士等が、車椅子や座位保持装置上の適切な姿勢保持や褥瘡予防のため、患者の体幹機能や座位保持機能を評価した上で体圧分散やサポートのためのクッションや付属品の選定や調整を行うことをいい、単なる離床目的で車椅子上での座位をとらせる場合は該当しない。

告

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部改正

平成29年7月31日
告示第260号

【解説】7月6日の先進医療会議で承認された先進医療Bの1技術が官報告示されました。8月1日からの適用です。

(p.1417 右段 10行目 / p.1435 右段最下行の次に挿入)

78 シクロホスファミド静脈内投与及び自家末梢血幹細胞移植術の併用療法〔全

身性強皮症(ステロイド又は少なくとも1種類のステロイド以外の免疫抑制剤に抵抗性を有するものに限る)〕

*

*

*